

議 事 録

1. 日 時 令和元年 8 月 7 日 (水) 午後 4 時 00 分～

2. 場 所 四万十市役所 議員協議会室 6 階

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長：篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

農業委員会事務局長補佐：小谷 哲司

農業委員会事務局係長：中山 珠美

事務局：主幹：宮川 昭人

事務局：主幹：室津 康志

事務局：主事：永野 ほのか

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について (1・2 番)

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について (1 番)

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について (1・2 番)

第 4 号議案 非農地証明書の交付について (1 番)

第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) について (1・2 番)

第 6 号議案 農用地利用配分計画 (案) について (1・2 番)

第 7 号議案 農業振興地域整備計画の変更 (案) について (1～3 番)

その他

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会 8 月総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号 10 番 芝 順子委員です。

本定例会は「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。

本日の出席委員数は、19 名中 18 名の出席となりますので、会議は成立しております。

推進委員は、全員出席でございます。

それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆ 議 長 (福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号 15 番 正木卓夫委員と議席番号 16 番 岡崎誠委員にお願いします。

◎それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明 (西土佐江川崎)

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページになります。番号 1。

土地の表示は、西土佐江川崎 妙正田、1363 番 1、登記地目は田、現況は畑、面積は 242 m²、他 7 筆、申請理由は贈与で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 20 年の 55 歳の専業農家で、このたび贈与を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦 20 年の夫の 2 人となっております。農機具につきましては、草刈り機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 10 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、35a です。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

2 番について説明（森沢）

続きまして番号 2。土地の表示は、森沢 メイダ、2868 番、登記地目、現況ともに田、面積は 287 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 30 年の 62 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦 30 年の母の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラックを所有しているとのこと。申請地は自宅から約 500m の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、50a です。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 2 番 桑原委員（西土佐江川崎地区担当）

7 月 26 日竹村推進委員と現場の調査をしました。特に問題はないと思われまますのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐江川崎地区担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

「2 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりです。7 月 27 日現地確認を行いました。申請地の状況ですが、現在耕作を行っています。譲受人が保有している農地についても効率的に耕作しています。今回取得しようとする農地についても今まで同様に水稻を栽培していきますので、周囲農地への支障はありません。下限面積も問題ありません。よろしく願います。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

問題ありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでのご意見、ご質問はございま

せんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1番について説明(板ノ川)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。土地の表示は板ノ川僧ガ駄場388番、地目は登記、現況とも畑、面積は82㎡他1筆で申請者は議案書のとおりです。転用事由は農家住宅の建築です。番号1につきましては、7月30日、会長と事務局で現地に向かい、後川地区担当の山本委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ・2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、農家住宅に転用するという申請です。場所につきましては、国道441号線の板ノ川橋を鳴川方面へ30メートルほど行き、そこから西側方向に市道を180メートルほど行ったところです。申請地は畑ですが、今は休耕地となっております。隣接する農地の所有者からは転用の同意を得ています。排水に関しましては、雨水は地中浸透とし、生活排水は敷地内の合併浄化槽を経て既存の排水路へ流す計画です。申請地は、10haの広がりがないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員(後川地区担当)

7月30日会長、事務局、申請代理人立会で現地確認を行いました。この農地は平成30年9月総会での農業振興地域整備計画で承認されたものです。今回承認されたとおり農地を農家住宅と一部農家用倉庫に転用する申請です。あとは事務局の説明どおりで問題はないと思います。よろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇武井委員(大川筋・後川地区担当)

ここは3年ほど前から何回も現地確認に行ったところです。全然問題の無い所ですのでよろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)



以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番について説明（平野）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。土地の表示は平野與助作式2895番2、地目は登記、現況とも畑、面積は105㎡他1筆で申請者の譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用事由は一般住宅の建築です。番号1につきましては7月30日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請です。場所につきましては、平野集会所から西側へ90メートルほどのところにある農地になります。申請地の西側及び北側は農地でそれぞれ所有者から転用の同意を得ています。東側は宅地、南側は市道となっており、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て南側市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

2番について説明（蕨岡）

土地の表示は蕨岡佐古屋式甲680番1、地目は登記、現況とも田、面積は277㎡で申請者の貸人、借人は議案書のとおりです。転用事由は一般住宅の建築です。番号2につきましては7月30日、会長と事務局で現地に向かい、蕨岡地区担当の谷崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。

お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請ですが、転用の許可が出る前に既に埋め立て宅地にしており、今回始末書つきの申請となっております。土地の使用貸借期間は30年間です。場所につきましては、高知県農協中村東部出張所手前有友ビニールから県道岡本大方線を450メートルほど行ったところになります。申請地の北側と西側は申請貸人の農地であり、東側は幅員2.7mの農道と農地があり農地の所有者からは転用の同意を得ています。南側は幅員6mの県道であり、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て既設暗渠を通じて排水路に排水する計画となっております。申請地は、10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可について



は適当であると考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

7月30日に関係者で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題はないと思います。よろしくお願  
いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号6番 谷崎委員（蕨岡地区）

7月30日会長、事務局、申請代理人と立会のうえ現地確認を行いました。この案件は昨年9月の総会で農用地  
区域からの除外申請のあった農地です。今回5条での田から一般住宅へ転用するという申請でしたが、現地は事  
務局の説明どおり既に土を入れて宅地になっておりました。行政書士さんがおっしゃるには申請から1年余りた  
ち年2回の許可が決まっているのに、県の事務手続きが大部遅くなっているようで、この間約1年が過ぎたとい  
うことです。申請人としては業者の段取りもありました。消費税のこともありで、許可前に着工したということ  
で始末書付きの申請となりましたが、どうぞよろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。こういう案件ではございますが、他の委員さん、または推進委  
員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたし  
ます。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。許可が出る前に埋め立てをしているということで無断転用ですが、始末書  
付きですのでどうでしょうか？

（事務局で顛末書を読み上げる）

◆議長（福留会長）

（読み上げた内容で）こういうことでございます。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はござい  
ませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。



◇正木委員（具同地区担当）

今の農用地の除外ですが、年2回というのは確かですか？

◆議長（福留会長）

県の方の除外で年に2回です。7月と2月です。うちの方から申請をだして認めてもらったら農用地区域からの除外は出来ることになっております。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番について説明（安並）

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。番号1。土地の表示は、安並 坂ノ下、5892番、登記地目は田、面積は472㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、7月30日、会長、事務局で現地に向かい、申請人と、東山地区担当の尾崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。申請地は安並で、四万十市民スポーツセンターから南に約270メートルの場所になります。

申請によると、申請地は平成5年頃より耕作放棄し、平成8年頃に採石場の土で埋め立て、雑種地となり現在に至っているとのことです。申請地は、耕作放棄して10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

7月30日農委関係者と現地確認を行いました、場所については事務局で説明があったところです。土地は草を刈っていますが、砕石場の残土で埋め立てられており、農地としては復元困難と思われるので、証明書の交付については問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1番について説明（坂本）

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について、四万十市農用地利用集積計画書（案）を策定しましたので説明いたします。議案書は6ページ、一覧表は6-1ページになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は坂本地区において、主にブロッコリーを栽培している認定新規就農者です。今回の申請は新規申請です。申請地については、貸付人は4名、坂本大島127番 他20筆で、合計面積は4,684㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの9ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

利用権の種類は貸借権の設定で10a当たり4,000円または10,000円となっております。期間は、公告日から令和6年8月6日までの5年間となっております。以上、1番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用することが見込まれますので利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えております。

2番について説明（横瀬）

2番については借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名で議案書のとおりです。申請地は、横瀬馬場2937番他3筆で合計面積は14,152㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、使用貸借権の設定となっております。期間は、公告日から令和11年8月6日までの10年間となっております。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 4番 加用委員（八東地区担当）

借受人は1年間の農業研修の後、新規就農でオクラ、ブロッコリーを耕作して頑張っている人ですのでよろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（八東地区）

ありません。

◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

農地管理事業を利用することに問題はありません。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

特に問題はありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

1～2番について説明（横瀬）

第6号議案の農用地利用配分計画案について説明いたします。議案書は、7ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の7-1ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。番号1と番号2は、同じ地区であり地権者の意向、条件、内容につきましても同様の内容となっておりますので併せて説明させていただきます。場所は四万十市横瀬字馬場2937番 他3筆で合計面積は14,152㎡です。右側の貸付先ですが、議案書記載の横瀬地区の担い手農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書7-2ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。対象の農地付近で農業経営を行っている借受希望者は上位の2名となっております。最上位の者は申請地をすでに耕作しており、近くの自己所有農地を耕作しております、また貸付者の意向としましても最上位の者を希望しております。こういった評価を反映し、最上位の者が最適であると判断し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案いたします。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。
「1番と2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりで問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

本人に確認しました。問題はありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、第7号議案 市長より諮問のありました農業振興地域整備計画の変更（案）について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について、説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会に諮ることとなっておりますのでご審議の程よろしくをお願いします。議案書は8ページ、除外土地一覧については、8-1、2になります。

今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地からの除外3件となっております。

1番について説明（国見）

番号1番は、非農地にかかる除外です。場所につきましては国見駅から北西へ約1キロの所にあり、登記地目は田と畑、原野のものがありますが、現況地目は原野となっております。当該地は、基盤整備未実施の第二種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所にあります。平成13年頃から耕作放棄されている土地であり、今後も農業上の用途で利用される見込みがなく、農地集積や周辺農地への影響も無いため、農振法（※農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしていると考えますので、農振農用地からの除外が適当と思われます。農振農用地除外後は非農地証明願が提出される予定です。

2番について説明（西土佐西ヶ方）

番号2番は、防災拠点の資材置き場による除外です。場所につきましては、愛媛県との県境であり、登記地目は畑、現況地目も畑となっております。当該地は、基盤整備未実施の第二種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所にあります。防災拠点は当該地と当該地から愛媛県側の土地を一体的に利用するもので、愛媛県側については現在、農振除外の手続きを行っております。また、担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われまますので、農振法の除外要件を満たしていると考えまますので、農振農用地からの除外が適当と思われまます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

3番について説明（西土佐江川）

番号3番は、山林として利用するための除外です。場所につきましては、滝の奥橋から北へ100mの所にあり、登記地目は田、現況地目は原野となっております。当該地は、基盤整備未実施の第二種農地にあたり、周りには住宅や山林が混在している場所にあります。当該地は悪条件の土地で近年耕作しておらず、昨年の大雨被害で耕作が困難になり、今後、農業上の用途で利用する予定もなく、農業振興に關係する事業で当該地を利用する計画も無いため、植林を行い山林として管理する予定です。担い手への農地集積や周辺の土地が全て山林であり、周辺の土地への影響も無いため、農振法の除外要件を満たしていると考えまますので、農振農用地からの除外が適当と思われまます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。事務局からの説明は以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、關係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の關係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

7月29日現地確認を行いました。申請地は平成13年頃から耕作放棄しているそうです。現在は背の高い草が生えており非農地状態になっているところでした。農用地区域から除外しても問題は無いところと思われまますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

問題はありません。

◆議長（福留会長）

「2番の關係委員さん」お願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐西ヶ方地区担当）

事務局から説明のあったとおりで国道381号線の愛媛県と高知県の県境の土地でございません。写真のとおり一応草を刈ったりして管理はしているんですが、理由としては災害時の防災拠点の土地ということで特に問題は無いと思われまます。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐西ヶ方地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

「3番の關係委員さん」お願いします。

◇議席番号5番 安藤委員（西土佐江川地区担当）

事務局の説明とおりです。問題ありません。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐江川地区担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で、地元委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、又は推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議長 （福留会長） ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、これを適当と認め答申することと致します。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○事務局

・形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書は9ページになります。

変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。それでは報告いたします。番号1、土地の表示は楠島 シハタ 1533 番イ、登記地目田、面積は67.7㎡、ほか1筆で、申請者は議案書のとおりです。申請事由は、大雨が降ると水没してしまうためとのことです。変更期間は、令和元年7月7日から令和3年7月7日となっております。以上です。

他に・人・農地プランについて（谷崎委員 座談会の進め方等）・農地パトロールについて説明（事務局）を行う。

◆議 長 （福留会長）

他には無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和元年8月7日

議 長

福留宣彦

署名委員

正木卓夫

署名委員

岡崎 誠